社会福祉法人慈楽福祉会 一般事業主行動計画

(女性活躍推進法)

女性職員が多い職場であるため、仕事と家庭を両立できるように、そのライフサイクルに合わせた柔軟な働き方を追求し、継続して勤務しやすい環境を整えるとともに、さらに組織内で躍進を図ることのできる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年 6月 1日 ~ 2029年 5月31日までの5年間

2.課 題

- ◆女性が継続して働きやすい職場環境の構築
- ◆女性職員の退職者数が高い

3.目 標

- (1) 男女ともに平均勤続年数を10年以上とする
- (2) 管理職に占める女性管理職の割合を10%アップする。

4.取組内容

- (1) 令和6年6月~
 - 採用活動の中で、女性が活躍できる職場であることをアピールする。
 - ・産前、産後、育児休暇を整備していることを説明会等で広報を行う。
 - ・現女性職員との交流の場をもち、女性が活躍できる職場であることをアピール

(2)令和6年6月~

- ・管理職一歩手前の人材を念頭に置いた研修の実施
- ・職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援
- 帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底
- 仕事と家庭の両立支援ができる支援体制を整備する。
- 女性職員が働きやすい協力的な職場風土の醸成を行う。